

令和3年(行コ)第4号 発電所運転停止命令義務付け請求控訴事件

控訴人(一審原告) X51 ほか

被控訴人(一審被告) 国(処分行政庁 原子力規制委員会)

参加人 関西電力株式会社

答弁書

令和3年6月8日

大阪高等裁判所第6民事部CE係 御中

被控訴人(一審被告) 訴訟代理人

熊谷明彦

被控訴人(一審被告) 指定代理人

石垣智子

鈴木和孝

原啓晋

田原慎士

竹内友紀子

大平直美

佐々木俊介

川村聖

寺 部 敦

布 目 武

田 中 浩 司

澤 口 舜

市 本 芳 宏

坂 手 立

浅 野 優 介

布 村 希 志 子

小 林 勝

柴 田 延 明

淵 田 祐 介

前 澤 い ず み

坂 上 陽

笠 原 達 矢

大 城 朝 久

仲 村 淳 一

後 藤 堯 人

藤 田 悟 郎

上 村 香 織

吉 田 匡 志

田 上 雅 彦

井 藤 志 暢

末 永 憲 吾

小 久 保 舞

村 田 太 一

村 川 正 徳

田 口 達 也

正 岡 秀 章

大 浅 田 薫

小 林 源 裕

第1 控訴の趣旨に対する答弁

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人（一審原告）らの負担とする。
を求める。

第2 被控訴人（一審被告）の主張

被控訴人（一審被告）の事実上の主張及び法律上の主張は、原審で主張したとおりであり、本件控訴は理由がない。

この点、控訴人（一審原告）らは、2021（令和3）年2月9日付け控訴理由書において、「原告適格を判断する際は、1ミリシーベルト／年の基準によるべきである」（同8及び9ページ）し、「仮に20ミリシーベルト／年に原告適格の基準を置くとしても、規制庁シミュレーションの数多の限界を踏まえ、かつ、最遠隔の一審原告である控訴人の居住地であっても事故後わずか7日間の積算線量が4.2ミリシーベルトになるということを踏まえると、一審原告である控訴人全員について、1年間の実効線量の積算値が20ミリシーベルトに達しうるものと評価できる」（同9ページ）と主張する。

しかしながら、一審被告の令和3年2月5日付け控訴理由書第6（98ないし104ページ）、原審被告第2準備書面第2及び第3（7ないし29ページ）、同第3準備書面第2の3（8ないし12ページ）及び同第32準備書面第1ないし第3（3ないし37ページ）で詳述したとおり、控訴人（一審原告）らのみならず、本件におけるいずれの一審原告らについても、原告適格は認められないというべきであるから、控訴人（一審原告）らの上記主張には理由がない。

第3 結語

以上のとおり、原判決の控訴人（一審原告）らに原告適格がないとする判断

は、結論として正当であり、本件控訴は、理由がないから速やかに棄却されるべきである。

以 上